

経済変動等資金

「新型コロナウイルス感染症対応資金」実施要綱

この要綱は、島根県中小企業制度融資要綱（昭和 47 年島根県告示第 239 号。以下「融資要綱」という。）の別表に掲げる緊急融資「経済変動等資金」を円滑かつ適正な運用実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第 1 資金名

新型コロナウイルス感染症対応資金

第 2 融資対象者

次の（１）から（３）までのいずれかの認定を受けた中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人

（１）中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定（令和 2 年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注 1）

注 1：保険法第 3 条の 3 の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

（２）保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定（注 1）（注 2）

注 1：保険法第 3 条の 3 の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

注 2：売上高等の減少を要因としないものを除く。

（３）保険法第 2 条第 6 項の規定による認定（令和 2 年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注 1）（注 3）

注 1：保険法第 3 条の 3 の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

注 3：本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成 29 年 10 月 25 日付け 20171023 中庁第 1 号）を適用しないものとする。

（４）県税を滞納していない者であること。ただし、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、納税の猶予を受ける者にあつては、この限りでない。

第 3 保証割合

2.（１）及び（３）については 100%（全部保証）

2.（２）については、申込金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成 18・9・12 中庁第 2 号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。

第 4 市町村認定

融資対象者は、本店等（個人事業主は主たる事業所）所在地の市町村（以下「市町村」という。）からセーフティネット保証 4 号、5 号又は危機関連保証のいずれかの認定を受けなければならない。

第 5 融資条件

融資条件は、下表のとおりとする。

対象資金	経営の安定に必要な事業資金
融資限度	6,000 万円
融資利率	責任共有 年 1.25%（固定） 責任共有外 年 1.10%（固定）

<p>貸付方式 融資期間 償還方法</p>	<p>ただし、貸付から3年の間に生じる利子については別途定める方法により県からの補給を行うものとする 証書貸付又は手形貸付 10年以内 5年以内据置き、元金均等月賦</p>
<p>保証人</p>	<p>ただし、保証期間が1年以内の場合は一括弁済でも差し支えないものとする。</p>
<p>担保の要否</p>	<p>原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。 無担保（注4）</p>
<p>信用保証の要否</p>	<p>注4：既設定根抵当権を除く。 要（保証料率年0.85%） ただし、本制度における経営者保証免除対応（注5、6）を適用する場合は0.2%を上乗せする。 注5：本制度において、次の①及び②を満たす場合に、保証料を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する ① 直近の決算書が資産超過であること ② 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。 注6：本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書を添付するものとする。 ※ 第2（1）～（3）の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの、及び第2（2）の認定において申込人が個人事業主かつ小規模事業者（注7）であるものについては全額を国が補助し、それ以外のものについては2分の1を国が補助する。 注7：常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については5人）以下のもの。 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする</p>
<p>申込先</p>	<p>各商工会議所、各商工会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団</p>
<p>取扱金融機関</p>	<p>普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、JAしまね、JFしまね</p>

第6 期中管理

取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、報告について、令和2年12月31日までは当該報告を猶予することができる。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

第7 取扱期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証申込みを受け付けたもので、かつ令和2年5月1日から令和3年5月31日までに融資実行されたものとする。

第8 審査運用基準

- (1) 融資実行可能額は、本資金の融資残額による。
- (2) 設備資金について、その対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を解消するための施設・設備の設置であって、次に掲げるものとする。
 - ア 事業用資産のうち建物等の新築、改築又は改装
 - イ 事業用資産のうち機械設備等の新設、更新等
- (3) 借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次のア又はイの保証を責任共有制度の対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換えることができるものとする。
 - ア 令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証
 - イ 責任共有制度の対象となる本制度の保証
- (4) 次に掲げる場合を除き、他の金融機関扱いの本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。
 - ア 責任共有制度の対象となる本制度の保証を、責任共有制度対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換える場合
 - イ 法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、経営者保証免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合

第9 資金措置

融資要綱第5条で定める預託金の利率及び協調倍率は、下表のとおりとする。

預託金の利率	年0パーセント			
実質金利（普通銀行） （信用金庫等） （信用組合）	責任共有	1.605%	責任共有外	1.305%
	責任共有	2.005%	責任共有外	1.705%
	責任共有	2.105%	責任共有外	1.805%
協調倍率（普通銀行） （信用金庫等） （信用組合）	責任共有	4.52倍	責任共有外	6.36倍
	責任共有	2.66倍	責任共有外	2.82倍
	責任共有	2.46倍	責任共有外	2.56倍

第10 その他

その他必要な事項は、島根県中小企業制度融資実施要領に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年6月15日保証承諾分から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行し、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月25日から施行し、令和3年2月1日保証承諾分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から施行し、令和3年2月22日保証申込受付分から適用する。